

海老名市建築工事設計及び監理業務等積算要領

(目的)

第1条 この要領は、海老名市が発注する建築物及びその附帯施設に係る設計等の業務（建築物の設計及び工事監理の業務をいい、以下「設計業務等」という。）を委託に付する場合に、積算の標準的な方法について必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

(適用基準)

第2条 設計業務等に係る積算業務については、「官庁施設の設計業務等積算基準及び要領（平成31年国土交通省告示第98号）」を準用する。

(適用範囲)

第3条 設計業務等算出において、この要領と別に定めがある場合は適用しない。

(その他)

第4条 本要領の規定において、別に定める場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。